

## 国立大学法人島根大学ネーミングライツ事業 募集要項

国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）は、教育研究環境の充実や産学連携の促進、地域・社会への貢献を目的として、ネーミングライツ事業を実施する法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体（以下「事業者等」という。）を、以下のとおり募集します。

### 1. ネーミングライツ事業

契約により、本学が事業者等に本学の施設等に別称等を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された事業者等から命名権の対価として命名権料を得て、本学の教育研究環境の充実に要する費用の一部に充当する事業をいいます。

### 2. 対象施設等

対象施設等名：松江キャンパス 附属図書館 ラーニングcommons（1階/129㎡）

### 3. 募集概要

#### (1) 主な契約条件

##### ① 契約期間

- ・ 契約期間は、原則として3年以上5年以下で設定します。また、更新することは可能です。

##### ② 命名権料

- ・ 消費税及び地方消費税額を含む年額とします。支払期限までに命名権料が支払われない場合は、法定利率を乗じて計算した金額を延滞金として支払う必要があります。また、契約を解除したときは、原則として、支払われた命名権料は返還しません。

##### ③ サイン、案内看板等の設置

- ・ サイン等の具体的なサイズ、デザイン、掲出内容、設置箇所、設置方法及び掲示方法等は、本学が定める基準に基づき、協議の上、決定します。
- ・ サイン等の設置及び変更は、事業者等に実施いただくとともに、その費用は事業者等に負担していただきます。また、サイン等の所有権は、事業者等に帰属します。
- ・ サイン等の修繕及び維持管理等に要する費用は、事業者等に負担していただきます。また、サイン等により第三者に損害が生じた場合の責任は、事業者等が負うものとします。
- ・ 本契約の契約期間の終了又は解除した場合は、本学が指定する日までに、事業者等の費用負担により原状回復していただきます。

##### ④ 契約の解除

- ・ 以下のいずれかの事実が生じた場合は、契約期間中であっても、書面による意思表示をもって、本契約を解除することができます。
  - ア. 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
  - イ. 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
  - ウ. 本契約に定める条項に違反したとき。
  - エ. 事業者等が、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

- オ. 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- カ. 事業者等の都合等により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- キ. その他本学が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

## (2) 応募対象

命名権者となることを希望される事業者等が対象となります。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 反社会的勢力（反社会的勢力への対応に関する規則（平成 27 年島大規則第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する反社会的勢力をいう。）
- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと学長が認めるもの

## (3) 別称等の付与

- ① 命名する別称等（事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称等）は、対象施設等の運営に支障を及ぼさないなど、対象施設等にふさわしいものとします。
- ② 以下のいずれかに該当するものは、別称等として設定することはできません。
  - ア 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ウ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - エ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
  - オ 社会問題についての主義主張のあるもの
  - カ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - キ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
  - ク 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
  - ケ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - コ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
  - サ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関するもの

- シ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
  - ス 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
  - セ たばこの広告や喫煙を促すもの
  - ソ 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
  - タ 美観風致を害するおそれがあるもの
  - チ その他別称等として適当でないとして学長が認めるもの
- ③ 対象となる施設等の正式名称は変更せず別称等を命名することとし、原則として、契約期間中は、別称等の変更をすることはできません。また、必要に応じて、別称等ではなく従来の施設等の名称を使用（併用）する場合があります。

#### （4）命名権者の特典

命名権者には、以下の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等の別称等のサイン、インフォメーションボード等を設置できます。なお、別称等のサイン、インフォメーションボード等の内容（デザインや大きさ、掲出内容等）、設置場所及び設置方法については、本学と協議する必要があります。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、別称等への変更のお知らせ等を掲載し、別称等を積極的に使用します。ただし、パンフレット等の印刷物については、別称等使用開始後に作成するものを対象とします（広報媒体によっては、費用が発生する場合があります。この場合の費用負担者は協議により決定します）。
- ③ 命名権者は、命名権者であることを PR することができます。
- ④ その他、希望される付帯条件等があれば、応募時に提案することができます。

#### （5）別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 別称等のサイン、インフォメーションボード等の設置、変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします（命名権料とは別に負担いただきます）。
- ② 別称等の使用開始日において、別称等のサイン、インフォメーションボード等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ③ 別称等のサイン、インフォメーションボード等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべて命名権者の負担とします。

#### （6）現地視察等

現地視察等を希望される場合は、事前に下記「11. 申込書の提出先及び問合せ先」までご連絡ください。

#### （7）応募時の提出書類

受付は、Eメール、持参もしくは郵送にて受け付けます。Eメール又は郵送での受付は、提出期限当日の午後5時必着とします。なお、持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日並びに本学が定める休日を除く午前9時から午後5時までとします。

- ① ネーミングライツ事業申込書
- ② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要等）
- ③ 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）
- ⑦ サイン等のデザイン及び配置が分かる書類

#### (8) 提出期限

令和6年11月20日（水）17時00分 必着

#### (9) 提出先

下記「11. 申込書の提出先及び問合せ先」と同じ。

### 4. 選考方法

本学が設置するネーミングライツ審査委員会において、応募の趣旨、応募資格、応募条件（契約期間及び命名権料）、別称等その他の提案内容及び経営状況等を審査し、総合的に判断し選考します。

また、応募者が1者のみの場合も、命名権者としての適否を判断します。

なお、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

#### ○資格要件及び選定基準

選定項目		要件・基準等
資格要件	応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格を満たしているか。</li> <li>・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。</li> <li>・経営基盤が安定しているか。</li> </ul>
	応募資格	
選定基準	別称等 (デザインを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学構成員、地域住民に受け入れられるか。</li> <li>・施設のイメージを損なう恐れがないか。 等</li> </ul>
	契約期間	・別称等として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。
	命名権料	・財政的な観点から高額なほど高評価とする。
判定	資格要件や選定基準を審査し、総合的に判断し選考する。	

### 5. 選考結果の通知, 公表

選考結果は、全ての応募者に通知するとともに、本学の公式ウェブサイト等で公表します。審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合は、命名権者を選考しないこととします。

### 6. 契約の締結

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。

正式に契約を締結した後、事業者等の名称、施設等の別称等及び契約期間等を公表します。

## 7. 命名権料の納入

原則として、本学が発行する請求書により指定された期日までに、年度ごとに一括して納入していただきます。ただし、初年度分については、協議の上決定します。

## 8. 命名権者の責務

新たに設置したインフォメーションボード等により第三者に損害が生じた場合の負担や、対象施設等に付けた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

## 9. 契約の解除

本学は、以下に該当するときは、命名権の付与を取り消し、契約を解除できることとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、既納の命名権料は返還しません。

- ① 指定の期日までに命名権料を納入しなかったとき
- ② 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき
- ③ 契約に定める条項に違反したとき
- ④ 事業者等が、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき
- ⑤ 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- ⑥ 事業者等の都合等により、契約に定める義務の履行が困難となったとき
- ⑦ その他本学が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき

## 10. その他留意事項

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返還しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

## 11. 申込書の提出先及び問合せ先

国立大学法人島根大学 財務部財務課

〒690-8940 島根県松江市西川津町 1060

TEL 0852-32-6021 FAX 0852-32-6039

E-mail : [fad-zaimu@office.shimane-u.ac.jp](mailto:fad-zaimu@office.shimane-u.ac.jp)

(参考)

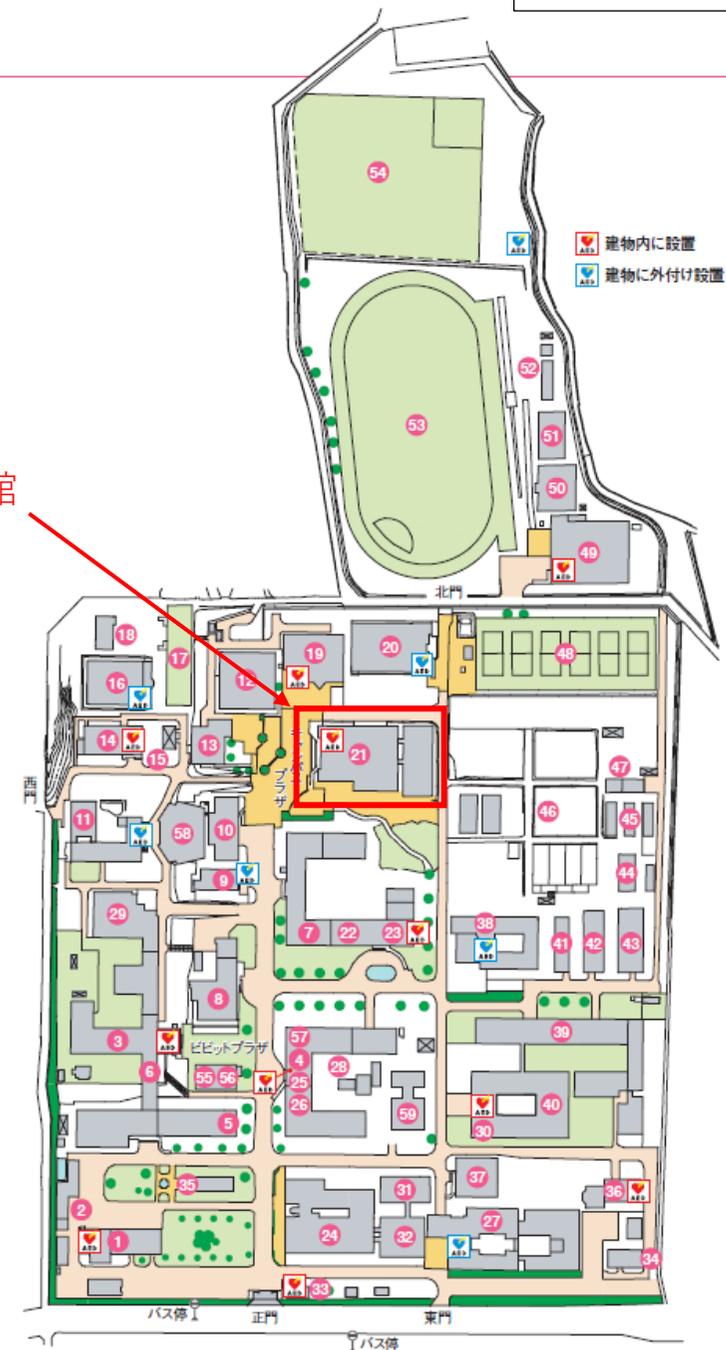
ネーミングライツ事業実施要項

以下参考資料

# 松江キャンパスマップ

- 1 本部棟 [E][T]
  - 2 車庫
  - 3 教育学部棟 [E][T]
  - 4 外国語教育センター(1階)
  - 5 教師教育研究センター(G階)
  - 6 教育支援センター(1階)
  - 7 大学教育センター(教育推進担当)(2階)
  - 8 学生センター [T]
  - 9 保健管理センター・学生相談室 [E][T]
  - 10 教養講義室棟1号館 [E][T]
  - 11 教養講義室棟2号館 [E][T]
  - 12 大学食堂 Sogno(ソーニョ) [T]
  - 13 大学食堂 Nicora(ニコラ)
  - 14 課外活動共用施設
  - 15 スキー倉庫
  - 16 プール棟
  - 17 アーチェリー場
  - 18 弓道場
  - 19 大学会館 [E][T]
  - 20 第2体育館 [T]
  - 21 附属図書館 [E][T]
  - 22 法文学部棟 [E][T]
  - 23 エスチュアリー研究センター(1階)
  - 24 総合理工学部1号館 [E][T]
  - 25 総合理工学部2号館 [E][T]
  - 26 国際センター(3階)
  - 27 総合理工学部3号館 [E][T]
  - 28 動物飼育室
  - 29 人間科学部棟 [E][T]
  - 30 総合博物館(1階)
  - 31 総合理工学部情報科学棟
  - 32 総合理工学部1号館(大学院棟)
  - 33 守衛室・中央監視棟
  - 34 環境安全施設
  - 35 学生市民交流ハウスFLAT [T]
  - 36 総合情報処理センター [E][T]
  - 37 総合科学研究支援センター  
遺伝子機能解析部門(RI実験施設) [E]
  - 38 生物資源科学部1号館 [E][T]
  - 39 生物資源科学部2号館 [E][T]
  - 40 生物資源科学部3号館 [T]
  - 41 水利実験室
  - 42 農業機械実験室
  - 43 林産加工場・実験動物飼育施設
  - 44 製材加工室
  - 45 温室
  - 46 圃場
  - 47 動物実験飼育室
  - 48 テニスコート
  - 49 第1体育館 [T]
  - 50 トレーニングセンター
  - 51 武道館
  - 52 体育器具庫
  - 53 運動場
  - 54 野球場
  - 55 学生支援センター [T]
  - 56 大学教育センター(キャリア担当)
  - 57 障がい学生支援室
  - 58 大学ホール [T]
  - 59 次世代たたら協創センター
- [E] エレベーター [T] 多目的トイレ

附属図書館



## 対象施設イメージ（外観）



## 対象施設イメージ（室内）

